

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 7 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 31 年岩手県人事委員会規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(多学年学級担当手当の支給基準)</p> <p>第16条 条例第12条第1項に規定する教育職員及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている教育職員は、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、<u>次の各号に掲げる者を除く。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(海外事務所勤務手当)</u></p> <p>第28条の2 条例第20条の2第1項に規定する「人事委員会規則で定めるもの」とは、<u>シンガポール事務所とする。</u></p> <p>2 条例第20条の2第2項に規定する「人事委員会規則で定めるもの」とは、<u>在シンガポール日本国大使館とする。</u></p> <p>3 条例第20条の2第2項に規定する住居手当の額は、職員が<u>居住する住宅の家賃の額とし、当該額が外国通貨で定められている場合にあつては、岩手県指定金融機関が定める給料の支給日の属する月の初日における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p>	<p>(多学年学級担当手当の支給基準)</p> <p>第16条 条例第12条第1項に規定する教育職員及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている教育職員は、<u>指導教諭</u>、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する者を除く。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。